

特別支援学校・学級等への教員等の適切な配置を求める意見書

文部科学省が実施した学校基本調査によると、特別支援教育を受ける児童生徒は年々増加しており、平成 24 年度と令和 4 年度を比較すると、特別支援学校については学校数が約 11%、児童生徒数は約 14.3% 増加し、特別支援学級については学級数が約 1.6 倍に、児童生徒数は約 2 倍に増加している。また、通級による指導を受けている児童生徒数は約 2.6 倍に増加し、教育現場では新たな特別支援教育体制の整備が必要になっている。

このような状況に適切に対処するためには、特別支援学校・学級等への専門的な知識や経験を持った教員等の増員が必要不可欠である。また、共生社会の形成に向けて、障害者の権利に関する条約に基づき、子どもたちの多様性を尊重するインクルーシブ教育システムの構築が求められており、そのためにも我が国の特別支援教育の更なる拡充が必要である。

よって政府においては、医療的ケアを含めた特別支援教育が必要な子どもをはじめ、さまざまな障がいのある児童生徒に的確に対応した教育を実現させるために、特別支援学校・学級等への教員等の適切な配置に向けて、以下の事項について財政措置を含めた特段の措置を講じることを求める。

記

1 特別支援教育支援員の適切な配置

障がいのある児童生徒に対し、食事、排せつ、教室移動の補助等学校における日常生活動作の介助を行ったり、発達障がいの児童生徒に対し、学習活動上のサポート等を行ったりする特別支援教育支援員の適切な配置

2 特別支援教育コーディネーターの適切な配置

保護者や関係機関に対する学校の窓口として、また、学校内の関係者や福祉・医療等の関係機関との連絡調整の役割を担い、子どものニーズに合わせた支援をサポートする特別支援教育コーディネーターの適切な配置

3 看護師等の専門家の適切な配置

医療的ケアが必要な子どもや、障がいのある子どもへの支援を的確に実施するために、看護師、言語聴覚士（ＳＴ）、作業療法士（ＯＴ）、理学療法士（ＰＴ）等の専門家の必要に応じた適切な配置

4 特別支援学校のセンター的機能の強化

担当の教員だけでなく学校長等に対する指導や研修等を実施し、各小・中学校でインクルーシブ教育を一体的に進める必要がある。校内全体での取組を促進するために、特別支援学校のセンター的機能を強化すること。

5 （仮称）特別支援教育デジタル支援員の配置

G I G A スクール構想により整備された 1 人 1 台の端末を、特別支援学級や特別支援学校において、授業はもとより、個々の特性や教育的ニーズに応じた支援ツールとして有効に活用するための（仮称）特別支援教育デジタル支援員の配置

6 特別支援学校教諭免許状の取得支援

特別支援学校教員の特別支援学校教諭免許状の取得率（令和 4 年度）は 87.2% となっており、特別支援学校における教育の質の向上の観点から、教職員への取得支援の強化や、大学等における特別支援教育に関する科目の修得促進など、特別支援学校教諭免許状取得の支援

以上、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 5 年 6 月 30 日

多 治 見 市 議 会

衆 議 院 議 長 様
参 議 院 議 長
内閣総理大臣
内閣官房長官
総 務 大 臣
財 務 大 臣
文部科学大臣